

モバイル接続料費用配賦WG（第2回） ご説明資料

2023/12/26

ソフトバンク株式会社

適用時期

- 資産細分化に伴うシステム改修及び資産再登録等に1年程度を要するため、運用面の観点からは**FY24実績接続会計からの実施が望ましい**
- 但し、出来る限り早期での見直しを重視する観点からは、**一部精度に影響が出る前提でFY23実績接続会計からの実施も検討の余地あり**
- なお、現行の接続会計規則に則り届出済の**FY22実績接続会計の遡及見直しは不適切**

精算方法

(MVNOへの激変緩和等)

- データ回線容量接続料は一定程度上昇することから、MVNOへの影響も踏まえた**激変緩和措置は検討の余地あり**
- 二種接続料規則第17条第2項ただし書を根拠とする**当年度精算については、制度導入時の趣旨等を踏まえれば音声接続料への適用は不適切**

【参考】当年度精算に関する制度趣旨等

【モバイル接続料算定に係る研究会報告書（平成25年6月）】

③検討

世界最高レベルの通信インフラの整備のためには成長分野であるモバイル分野を活性化することが重要であり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNOの市場参入促進や競争環境の整備が重要である。こうした認識の下、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年低下する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能なMNOと比較してMVNOは競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、**前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNOの競争環境を整備することが望ましい**。総務省において、当年度の実績値を用いた算定の早期の導入に向け、例えば、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否といった課題について早急に検討を進めることが望ましい。

【MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン】

ケ) 当年度精算

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、**データ伝送交換機能の回線容量単位接続料**（令和元年度までに適用されるものに限る。）**が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。**